

氏名(国籍)	裴 忠 南 (韓 国)
学位の種類	博士(国際政治経済学)
学位記番号	博乙第2269号
学位授与年月日	平成19年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	経済協力と人道支援 - 南北朝鮮関係の変化と日本外交 -
主査	筑波大学教授 博士(法学) 波多野 澄 雄
副査	筑波大学教授 Ph. D.(国際関係) 赤根谷 達 雄
副査	筑波大学助教授 博士(政治学) 中 村 逸 郎
副査	立教大学法学部教授 博士(法学) 李 鍾 元

### 論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は1990年代後半からの韓国の「対北朝鮮和解協力政策」を象徴する人道支援と経済協力という二つの施策の実態とその意義、及び日本のアジア諸国に対する戦後処理外交における経済協力の意義を検討し、人道支援と経済協力が有する戦略性を明らかにし、政策的提言に及ぼうとするものである。

著者はまず、序論において、南北関係が本格的に変化の兆しを見せ始めた1998年の金大中大統領の就任時から2005年までを主な研究対象期間とし、以下の3点を研究課題として設定している。(1)北朝鮮における人道的危機の実態を踏まえた上で、特に「人間の安全保障」という新しい概念の台頭のなかで韓国及び国際社会はどのような解決策を模索してきたのか。また韓国政府による人道的支援はどのような政治的・戦略的な意味を帯びているのか。(2)北朝鮮は歴史的に中国や旧ソ連(ロシア)と深い関係を築き、未だ両国への経済的な依存は相当深い。しかし最近の北朝鮮は経済面において変化の兆しを見せているが、その原因が韓国との平和共存と経済協力や人的・物的交流によるものなのか。韓国による対北朝鮮「和解協力政策」と経済交流協力の深化が真に北朝鮮を「変化」させているのか。それが南北統一の過程における平和定着に有効的に機能しているのか。(3)北朝鮮との関係正常化を念頭におく小泉内閣は、北朝鮮との戦後処理をどのようなものとして想定していたのか、戦後日本のアジア諸国との戦後処理の形態と経験はどのように位置づけられていたのか。

第1章では韓国政府の対北朝鮮政策の変遷のなかで2000年の南北共同宣言の意義を考察するとともに、南北双方の統一方案を比較し、それぞれの特徴を導き出している。また、以後の論述の前提として韓国政府の対北朝鮮政策の決定メカニズムを明らかにしている。

第2章は、北朝鮮における人権問題と人道的危機の実態、韓国及び国際社会の対応を幅広く取り上げ、韓国政府も関心を寄せはじめた「人間の安全保障」の観点からその特徴を議論している。

第3章は、北朝鮮の人道的危機状況の考察を踏まえ、韓国の人道的支援の状況を時系列的に記述し、南北関係の進展状況と国際環境の変化の中で韓国政府の対応の特徴、特に人道支援の持つ政治戦略的な側面を分析している。南北関係の進展を通じて朝鮮半島の平和体制構築を目標としている韓国政府が、その手段の一つとして重視したのが人道支援である。しかし、人道支援物資は「政治的な駆け引きの手段」として機能し、

特に肥料とコメの場合は、南北関係を維持する手段としての戦略的な価値が高かった。とくに、民間レベルと国際社会の人道支援とは異なり、韓国政府レベルでは国内政治的な反響や国連機構からの圧力、南北関係の進展と平和定着という戦略的な目的を重視しつつ政策決定を行う傾向があることを指摘している。著者によれば、韓国政府の人道支援は朝鮮半島における平和定着と南北関係の実質的な進展を導いた重要な「レバレッジ (Leverage)」の一つとして政治・戦略的に機能してきた。

第4章では、平和定着のもう一つ的手段である「経済協力」について、韓国との間の軽水炉建設、食糧や肥料支援のための無償・有償借款、貿易の拡大とそれらがもたらす南北間の人的往来の拡大、中国の対北朝鮮貿易や投資の拡大、ロシア極東地域からのエネルギー供給や物流増など周辺諸国の「地域協力型」の経済協力の進展など内側と外側からの具体的な動向が詳細に記述されている。経済官僚の専門性を重視した内閣運営への転換、経済部門における分権化や限定的な競争原理の導入、市場経済的要素の取り入れなどのシステム変更も交流促進に作用している、とする。

北朝鮮の変化を象徴しているのは、中国とベトナムの経験から示唆を得た「新思考」と、それに基づく2002年7月の「経済管理改善措置」と関連措置の実施であり、著者によれば、これらは南北間の体制競争や軍備拡大に注いできた国力を経済開発分野に向けはじめたことを意味する。「改革・開放」への道を進むには未だ内外の制約要因が数多く存在するものの、国際環境が安定的に経済改革を支え、また経済部門の動的な変化が後退しないのであれば、経済的手段が南北間の平和定着に有効に機能し、経済再建・体制移行も進むものとみなしている。

第5章では、戦後日本の賠償から始まったアジア諸国に対する戦後処理やODA政策の変化など日本の歴史的事例を取り上げ、経済協力方式という共通の経験、また、中国、ベトナム及び中央アジアの社会主義諸国に対する日本のODA政策のあり方として、経済社会インフラの整備から人材育成、ガバナンスの効率化のための法整備など市場経済化に対応する重点支援に指向している点は、北朝鮮の開発支援の方向性を探るうえで参考になると指摘している。第5章の後半では、戦後の日朝交渉の過程を踏まえ、2002年の日朝首脳会談と平壤宣言の意義を考察している。とくに、平壤宣言第2項には、過去の植民地支配に対する謝罪、請求権の相互放棄に伴う日本の経済協力とその方式・規模まで、両国間の争点が包括的に盛り込まれているが、その背景として、日本側が本格的な国交正常化交渉を想定し、100億ドル規模の「対北朝鮮経済協力方案」を用意していたことを明らかにしている。小泉内閣は日朝間のすべての懸案問題を包括的に協議し経済協力という戦後処理形態を通じて「政治的に妥結」をめざしていたのである。金大中大統領の「国民の政府」と盧武鉉大統領の「参与政府」の融和的な対北朝鮮政策により実施された人道支援と経済協力が、戦略性を帯びつつも、朝鮮半島の平和定着に一定の効果があつたと論じている。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文はまず、冷戦後の韓国の対北朝鮮政策の重要な二つの側面、すなわち経済協力と人道支援について、その実態を詳細に追跡するとともに、政治的意味や戦略性を明らかにした点で評価できる。韓国の人道支援という場合、①国際機関を通じた支援、②韓国政府による直接支援、さらに③NGOなど非政府組織が実施する場合とに分けられるが、とくに②の場合、当初は「同胞愛」や「人道主義」に基づいた韓国政府と民間による支援が1998年以降、とくに戦略的、政治的意味を帯び、平和定着や南北関係の進展という「和解協力政策」の目標と密接に関連して実施される過程を総体的に明らかにしている研究は韓国にも日本にも存在しない。

本論文は、一部実務経験をも踏まえ、北朝鮮に対する韓国の「和解協力政策」の一環としての人道支援および経済協力の実態を分析しつつ、その政治的、戦略的な意味及びその効果を様々なレベルで検証している。

全体として、韓国側との様々なレベルでの人的接触・交流と物的交流の増加、経済協力の拡大が北朝鮮における変化をもたらしていることを指摘し、その「和解協力政策」の戦略的意味についての考察は一定の説得力がある。すなわち本論は、南北首脳会談を境に、北朝鮮との軍事的衝突を防ぐという目標のために、経済協力や人道支援の推進という平和的手段が有効に作用しているという仮説の立証をねらいとし、そのねらいはある程度成功している。

本論文はまた、人道支援と経済協力を2本柱とする北朝鮮政策の効用と限界を示しつつ、日韓両国の北朝鮮政策のあり方に有意義なインプリケーションを与えている。その意味で、本論文は純学術的な貢献というより、問題解決に資する政策論として有用である。例えば、小泉内閣における日朝交渉では、「対北朝鮮経済協力方案」を用意し、北朝鮮との戦後処理のために「経済協力」というアジア諸国に共通の戦後処理手段を媒介として、両国間の懸案問題を「包括的に協議」し、「政治的に妥結」することを念頭においていたことを裏付けている点もその一つである。

また、人道支援について「人間の安全保障」の観点の有効性を示唆していること、北朝鮮政策に関する両国政府の政策協調の必要性、日朝国交正常化を念頭においた経済協力方式の有効性、などの指摘は長期的な問題解決に資する政策論として有用であろう。

本論文は、10年間の北朝鮮の「変化」を、北朝鮮との軍事的衝突を防ぐという目標のために、政府や民間レベルの経済協力や人道支援の推進という平和的手段が有効に作用した結果ととらえている。政策的には統一部の観点を強く打ち出した分析といえる。しかし、このような観点は、戦争の原因を国内体制に求め、貿易や物的交流の拡大が戦争に傾きにくい社会構造を導き、人々の相互交流の深化が紛争を減少させるという、いわゆる「リベラリズム」学派に通ずる限界があるといえる。例えば、2002年7月の「経済管理改善措置」が「改革・開放」への契機となっているか否かについては、現段階では否定的な見方もあり、なお今後の議論のなかで争点のひとつとなろう。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。